

「豪雨被害による被災者ローン」の取扱いについて

この度の豪雨により被害に遭われました皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。
当金庫は、被害に遭われました皆様の災害復旧を支援するため、被災者ローンの取扱いを開始いたします。概要につきましては、下記の通りとなりますので、ご案内申し上げます。

	事業者向け	個人向け
ご利用いただける方	中小企業および個人事業者の方 次のすべての条件を満たす方 イ. 同一場所で同一業種を3年以上営業している方 ロ. 豪雨にて被害を受けた当金庫営業区域内の企業及び個人事業者 ハ. 当金庫の審査基準に該当される方	個人の方 次のすべての条件を満たす方 イ. 借入時年齢が満20歳以上の方 ロ. 豪雨にて被害を受けた当金庫営業区域内の被災者 ハ. 当金庫の営業地域にお住まい、もしくは勤務されている方 ニ. 現勤務先に2年以上勤務している方 ホ. 当金庫の審査基準に該当される方
お使用みち	災害復旧資金 ・被災に伴う運転資金 ・被災に伴う設備資金	災害復旧資金 次のいずれかの資金（ただし、事業性資金は除く。） ・住居の補修、修繕資金 ・自家用車の修理、買替資金
ご融資限度額	2,000万円以内 運転資金または設備資金	500万円以内 （前年度年収の範囲内）
ご利用期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	10年以内
ご融資利率	当金庫最優遇金利を適用 ※信用保証協会利用の場合は、さらに0.3%引き下げいたします ※借入期間により金利が異なりますので、窓口にお問い合わせ願います。	固定金利 年1.500%
ご返済方法	・毎月元利金均等返済または毎月元金均等返済となります。 （元金据置期間は6カ月以内）	・毎月元利金均等返済または毎月元金均等返済となります。 （元金据置期間は6カ月以内） （ボーナス併用返済もできます。）
保証人	・必要に応じて ・法人：代表者 ・個人事業者：配偶者	・原則家族保証
担保	・必要に応じて	・必要に応じて
お持ち頂く書類	・税務申告書3期分 ・代表者の収入証明書 ・現在事項全部証明書 ・納税証明書 ・被害状況を確認できるもの （「罹災証明書」または写真等） ・その他審査に必要な書類	・運転免許証または健康保険証 ・公的所得証明書 （源泉徴収票・確定申告書） ・資金使途確認書（見積書・請求書等） ・振込依頼書写し ・被害状況を確認できるもの（事業者同様） ・その他審査に必要な書類
取扱期間	令和2年7月15日～令和2年9月30日	令和2年7月15日～令和2年9月30日

※詳しくは、最寄りの当金庫本支店窓口・渉外担当にご相談下さい。